

清部  
札前 生活改善センター使用許可申請書  
上川

下記のとおり生活改善センターを使用したいので許可されたく申請します。

使用目的			
使用室 (○をやる)	第一研修室 ・ 第二研修室 ・ 実習室 ・ 第三研修室		
使用日時	自 令和 年 月 日	午前 時 分 午後	時間
	至 令和 年 月 日	午前 時 分 午後	
人員			
使用料	円	月 日受領	免除

松前町長 様  
住所  
申請責任者 氏名  
令和 年 月 日

許可条件 使用後の清掃をお願いします

上記のとおり使用を許可する。  
令和 年 月 日

松前町長

## 生活改善センターの使用に係る注意事項

- ① 使用後は、清掃（トイレ含む）を必ず行い、机・椅子・茶器等を元の場所に整理整頓しながら収納し、火気・消灯・施錠・水道の水落とし（水道は冬期間のみ）の確認をしてください。
- ② 清掃後のごみは、必ずお持ち帰りください。
- ③ 備品等を毀損又は紛失した場合は、管理人に必ず報告してください。

## 生活改善センター使用料 料金表

※ 該当する使用料を   で囲む。 （単位：円）

区分 室名	夏 期						備 考
	月 日 使 用 分		月 日 使 用 分		月 日 使 用 分		
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
第一研修室	1,540	1,890	1,540	1,890	1,540	1,890	
第二研修室	720	1,080	720	1,080	720	1,080	
第三研修室	500	1,040	500	1,040	500	1,040	
実 習 室	920	1,270	920	1,270	920	1,270	
合 計							
区分 室名	冬 期						備 考
	月 日 使 用 分		月 日 使 用 分		月 日 使 用 分		
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
第一研修室	2,650	3,110	2,650	3,110	2,650	3,110	
第二研修室	1,610	1,990	1,610	1,990	1,610	1,990	
第三研修室	1,110	1,540	1,110	1,540	1,110	1,540	
実 習 室	1,800	2,170	1,800	2,170	1,800	2,170	
合 計							

- ※ 摘要 ・夏期 5月～10月、 冬期 11月～ 4月  
 ・昼間 9時～17時、 夜間 17時～21時

※ 役場町民課生活環境係又は支所に当申請許可書を持参し使用料を納めてください。